

# 2024年度 神戸市 FCV・EV 普及促進補助制度のご案内

神戸市では、2050年カーボンニュートラルの実現を目的とし、走行中に二酸化炭素を排出しない燃料電池自動車・電気自動車の導入費用の一部について、事業者等を対象とした補助事業を実施しています。（燃料電池自動車に限り、個人も補助の対象となります。）

## 補助対象者

経済産業省による「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定を受け、以下のいずれかに該当する場合は対象です。

1. 神戸市内に事務所もしくは事業所を有する法人<sup>※1</sup>または個人事業者<sup>※1,2</sup>
2. 神戸市内に居住する個人（燃料電池自動車に対する補助に限る）
3. 1または2に対して、補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者（使用者への還元について、補助金相当額分がリース料金に反映されるリース事業者に限る）

※1 公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人及び次の事業者は含みません。

- ・自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者）
- ・自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者）
- ・自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者）

※2 事業所得、不動産所得又は山林所得について、税務署へ2023年または2024年分の確定申告を行った方が対象です。2024年1月1日以降に開業した場合は、届出年月が補助対象車両の初度登録以前であり、税務署へ個人事業の開業届出を行った方が対象です。

## 補助対象車両

以下の要件を全て満たす四輪以上の燃料電池自動車・電気自動車が対象です。

なお、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、ミニカーは補助対象外です。

1. 2024年1月1日から2025年2月23日までに、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付額確定通知を受けること。
2. 初度登録時から神戸市内<sup>※3</sup>に使用の本拠の位置を置くこと。
3. 2024年度における兵庫県環境部補助金の補助対象車両であること（個人が導入する燃料電池自動車を除く）。

※3 法人・個人事業主の場合：事務所・事業所、法人等が賃借している月極駐車場など

個人の場合：自宅や申請者が賃借している月極駐車場など

リース事業者の場合：使用者の事務所・事業所、使用者が賃借している月極駐車場など

## 補助金の額・上限額

車種	補助金の額	補助金の上限額
燃料電池自動車	国補助金 <sup>※4</sup> の交付額×1/3	29万円
電気自動車（軽自動車を除く）	国補助金 <sup>※4</sup> の交付額×1/3	24万円
電気自動車（軽自動車）	国補助金 <sup>※4</sup> の交付額×1/3	11万円

※4 経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金

## 申請手続きの流れ

### 事前準備

- (1) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」交付を申請
- (2) 交付確定通知書兼補助金の額の確定通知書を受領（2024年1月1日～2025年2月23日）



### 本補助の交付申請

#### ◆ 申請期限

2025年3月7日（木曜）必着

ただし、本補助事業の予算がなくなり次第、申請受付を締め切ります。

#### ◆ 申請方法

e-KOBE（神戸市スマート申請システム） または 郵送<sup>※5</sup>

※5 郵送で申請する場合は、以下にご注意ください。

- ・不着や遅延等による不利益について、本市は一切の責任を負いません。
- ・受付日は提出先（神戸市環境局脱炭素推進課（温暖化対策担当））への到着日とします。
- ・提出書類に不備があった場合は、原則すべての書類を返却しますので、不備を解消のうえ再提出をお願いします。このとき、受付日は、不備のない書類が提出先へ到着した日とします。
- ・追加書類の提出について、メールでの送付は原則受け付けません。

#### ◆ 必要書類

##### 【購入】購入者の場合

- 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）<sup>※6</sup>
- 国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書）
- 次のいずれかの書類
  - 【法人の場合】登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し<sup>※7</sup>
  - 【個人事業者の場合】前年分の確定申告書B（税務署の受付が確認できるもの）の写し<sup>※8</sup>
  - 【個人】本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか）の写し<sup>※9</sup>
- 契約内容が確認できる書類（契約書や注文書）の写し
- 自動車検査証 および 自動車検査記載事項の写し（いずれも写し）

- 必要に応じて、その他追加資料の提出をお願いする場合があります。

### 【リース】リース事業者の場合（2024年3月31日以前に新規登録）

- 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）※6
- 国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書）
- 申請者について、次のいずれかの書類
  - 【法人の場合】登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し※7
  - 【個人事業者の場合】前年分の確定申告書B（税務署の受付が確認できるもの）の写し※8
- 車両の使用者（借主）について、次のいずれかの書類
  - 【法人の場合】登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し※7
  - 【個人事業者の場合】前年分の確定申告書B（税務署の受付が確認できるもの）の写し※8
  - 【個人】本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか）の写し※9
- 契約内容が確認できる書類（車両本体の購入契約書 および リース契約書）の写し
- 自動車検査証 および 自動車検査記載事項の写し（いずれも写し）
- 貸与料金の算定根拠明細書

● 必要に応じて、その他追加資料の提出をお願いする場合があります。

### 【リース】使用者（借主）の場合（2024年4月1日以前に新規登録）

- 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）※6
- 国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書）
- 申請者について、次のいずれかの書類
  - 【法人の場合】登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し※7
  - 【個人事業者の場合】前年分の確定申告書B（税務署の受付が確認できるもの）の写し※8
  - 【個人】本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか）の写し※9
- 契約内容が確認できる書類（リース契約書）の写し
- 自動車検査証 および 自動車検査記載事項の写し（いずれも写し）

● 必要に応じて、その他追加資料の提出をお願いする場合があります。

※6 e-KOBEで申請する場合は、Word等での作成は不要

※7 発行後3か月以内のもの

※8 新規開設で確定申告をしたことがない事業者は、税務署に届出た個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付等が確認できるもの）の写し

※9 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は不可



補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書を電子メールで交付後、補助金を交付します。

## 注意事項

- 同じ申請者からの同年度の申請は、原則 10 台までです。  
ただし、燃料電池自動車を購入する個人については、1 台までです。
  - 本補助金の交付が決定した日から 4 年が経過するまでに、補助金の交付を受けた車両を処分（譲渡、交換、貸付、担保、補助金の交付の目的に反した使用<sup>※10</sup>）する場合は、財産処分の手続き（事前申請）及び補助金の返還が必要です。必ず事前に相談してください。
- ※10 市外への使用の本拠の位置の移動も含まれます。

## お問い合わせ先

神戸市環境局脱炭素推進課（温暖化対策担当）

E メールアドレス：eco\_office@office.city.kobe.lg.jp

- ✓ お問い合わせ前に、神戸市ホームページの「よくある質問」をご確認ください。
- ✓ E メールによる補助金交付申請書の提出は、一切受け付けておりません。